

領収明細書の内訳について

望星薬局では、患者様からお薬代を頂いた際に領収明細書を発行しています。
領収明細書に記載してある事項の説明については以下の通りとなります。

領収明細書例

1) 調剤基本料

処方せん受付時に必ず算定できるもので、病院で言う「初診料」や「再診料」と考えていただくとい保険点数です。薬局が受け付けている処方せんの枚数等により5段階に分けられています。望星薬局でも支店ごとに料金が異なります。

また、厚生労働大臣が別に定める施設基準(医薬品の備蓄品数や緊急時の対応等)に適合しているものとして届け出ている薬局においては、基準調剤加算を調剤基本料に加算することができます。

他に、開局時間以外で深夜時間(午後10時から午前6時)を除いた時間に調剤した場合に算定できる時間外加算、深夜時間に調剤した場合に算定できる深夜加算、開局時間内の夜間・休日等加算(午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時))などがあります。

3) 調剤技術加算料

錠剤をつぶして粉薬にしたり、半分に割った場合や、2種類以上の薬剤(シロップ・粉薬・軟膏等)を混合した場合に算定します。他に、麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬を調剤した場合に算定できる加算などがあります。また、複数の異なる飲み方の内服薬、又は同じ飲み方で3種類以上の内服薬を一包化した場合については、一包化加算を算定します。

5) 薬剤情報提供料

処方箋発行医療機関からの求め、もしくは情報提供の必要があると薬局で判断された際、患者の同意を得て文書を添えた情報提供を行った場合や、あらかじめ地方厚生局に届け出ている薬局が在宅での療養を行っている患者で通院が困難なものに対して患者宅を訪問し、服薬指導や服用状況や保管状況の確認などの薬学的管理指導を行った場合に算定します。

7) 薬剤料

国が定めた薬価に基づき計算された医薬品の価格です。

領 収 明 細 書

平成28年4月1日 10:10

ホウセイ 知ウ

望星 太郎 様

調剤日 平成28年4月1日

受付番号 18

保険 国民健康保険 本人

負担率 30%

処方 東海大学医学部付属病院
病医院

診療科 腎代謝内科

調剤報酬内訳(単位:円)

【調剤技術料】

1) 調剤基本料 200

2) 調剤料 2,000

3) 調剤技術加算料 400

【薬学管理料】

4) 薬剤服用歴管理指導料 600

5) 薬剤情報提供料 0

6) 他薬学管理料 0

【薬剤料】

7) 薬剤料 18,080

【特定保険医療材料料】

8) 特定保険医療材料料 1,050

合計 22,330

(2,233点)

負担額(単位:円)

負担額 6,700

9) 容器代 0

指示せん 0

その他 0

合計 6,700

領収額 6,700

この領収書は、確定申告の際にご利用頂けます。大切に保管してください。
紛失等による領収証明書の発行は有料となります。

領収済

平成28年4月1日

望星薬局

〒259-1143 神奈川県伊勢原市下糟屋96-2

電話:0463-94-4193 FAX:0463-93-9813

※ 調剤報酬内訳は全額(10割)表示となります。

※ 各種加算の項目分けは望星薬局独自の表示です。他医療機関の領収書とは異なる可能性があります。予めご了承ください。

2) 調剤料

調剤する上で算定できる基本的な技術料です。
主に、内服薬・頓服薬・外用薬・注射等に分けられています。内服薬については、処方されている日数と飲み方の違いによって点数が決められています。

4) 薬剤服用歴管理指導料

処方された薬剤について、患者様又はご家族様などから得られた情報と、服用薬剤の種類や服用経過等を患者様ごとに記録した薬剤服用歴の記録を作成し、その記録に基づき、薬剤名・用法・用量・効能・効果・副作用及び相互作用や後発医薬品に関する主な情報を文書又はこれに準ずるものにより患者様に提供し、お薬手帳(シール)へ記帳、患者様がまだ服用していない残薬に留意しつつ、薬剤の服用に関し基本的な説明及び指導を行うとともに、記録の更新を行うことで算定します。また、特に安全管理が必要な医薬品や、乳幼児に係る調剤をした場合において、必要な情報を確認し、説明及び指導を行った場合に特別な加算を算定します。

6) 他薬学管理料

現在該当する項目はありません。

8) 特定保険医療材料料

注射器で使用する針などの器材が特定保険医療材料料となります。

9) 容器代

薬を容器に詰め替えた場合に容器代を実費にて徴収させていただきます。
容器は衛生管理上、滅菌済のものを使用しておりますので、使い捨てとさせていただきます。